

第 4493 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 5月29日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 復興特別所得税の源泉徴収

Q：来年から、源泉徴収が変わるとか。どのようになるのですか？

A：復興特別所得税分を併せて源泉徴収することになります。

【解説】

平成23年12月に東日本大震災から復興するために必要な財源を確保する特別措置法が公布されました。これによって、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、通常の源泉徴収に加えて、復興特別所得税を併せて徴収しなければならないこととなりました。

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額ですが、実務では、源泉徴収の対象になる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計率を乗じた金額を徴収して、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付することになります。

支払金額等×合計税率＝源泉徴収税額

合計税率＝所得税率×102.1%

（例）

111,111円の報酬を支払った場合

111,111円×10.21%＝11,344.4331円（1円未満切捨て）→11,344円（源泉徴収税額）

給与に係る源泉徴収は、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づいて、所得税と復興特別所得税の源泉徴収を行い、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行うことになります。

